

(1)災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名の公表方針について

1 趣旨

災害時における安否不明者・行方不明者・死者の氏名公表については、公表の考え方を明示しておくことで、迅速かつ的確な災害対応に資するため、市が公表する際の方針を整理するもの。

2 公表方針

○安否不明者・行方不明者の氏名公表

以下の全てに該当する場合に、犬山市個人情報保護条例第 8 条第 2 項第 3 号「個人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」に該当するものとして氏名を公表し、早期の安否確認につなげる。

- ①氏名を公表することで救出・救助活動の円滑化・迅速化に資すると見込まれること。
- ②住民基本台帳の閲覧制限が措置（※）されていないこと。

※ストーカーや DV の被害者など、所在情報を秘匿する必要がある方を保護するための措置

安否不明者：当人と連絡がとれず安否がわからない者

行方不明者：災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者

○死者の氏名公表

犬山市個人情報保護条例上の適用除外には該当しないが、プライバシーや遺族の心情への配慮も踏まえ、以下の全てに該当する場合に、氏名を公表する。

- ①死亡の事実及び身元情報が確定していること。
- ②住民基本台帳の閲覧制限が措置されていないこと。
- ③（死者に遺族がいる場合）遺族の同意があること。

死 者：災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体を確認できないが、死亡したことが確実な者

区分	救出・救助活動に資する	住民基本台帳の閲覧等制限	家族の同意の状況	公表・非公表	公表する情報の範囲
安否不明者 ・ 行方不明者	○	なし	あり	公表	名前 ・ 年齢 ・ 性別 ・ 住所 (大字まで)
			緊急のため同意の確認せず		
	×	なし	なし	非公表	
			あり	非公表	
—	なし	あり	公表(※)		
		なし	非公表		
死者	—	なし	あり	公表	
			あり	非公表	

(※)家族が公表を望む場合

○ただし、災害の状況や被災者の事情等はその都度異なるため、実際の公表にあっては、愛知県・犬山警察との調整等を総合的に勘案し、災害の態様等に応じて、個別に判断の上公表する。